

永光寺・總持寺、両教団勢力の消長

伊 藤 良 久

はじめに

一 永光寺教団

一一一 瑩山在世中の寺院運営

一一二 瑩山示寂後の寺院運営

一一三 輪住の儀礼化

二 總持寺教団

二一一 峨山の寺院運営

二一二 峨山示寂後の寺院運営

二一三 外護者と寺領

三 両寺の教団勢力の比較

三一一 勢力逆転の要因

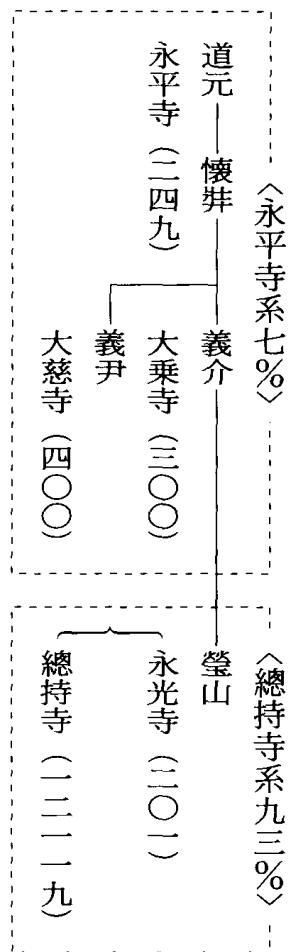
おわりに

はじめに

日本曹洞宗の宗旨を示したのは道元であり、教団展開の基

これを見れば曹洞宗が、總持寺を展開拠点とした瑩山門下によつて発展したと分かる。しかし、在世当時の瑩山が門下の信仰の中心たるべく整備したのは、この總持寺ではなく永光寺（石川県羽咋市）だつたのである。

礎を作り上げたのは瑩山である。道元開山の永平寺（福井県永平寺町）が「宗乗の本山」、瑩山開山の總持寺（石川県門前町、神奈川県横浜市）が「寺統の本山」と呼ばれる所以である。⁽¹⁾ここで曹洞宗各派の趨勢を見てみると次のようである。（）内は寺院数。



本論では、次のようなことを明らかにしたい。永光寺は開創の後、当時の羽咋地域の支配層等から強力な保護を受け、その門末が北陸を中心に教線を張っていた。永光寺教団は、瑩山門派の中核として一大勢力を有していたのである。しかし、總持寺を中心とする峨山派の積極的な教線拡大によつて、總持寺教団が台頭し、次第に永光寺・總持寺の両教団形勢が逆転する。この転換点が一五世紀中頃で、その後の曹洞宗の全国展開は、永光寺ではなく總持寺主導のもとで成し遂げられた。以上のようなことである。

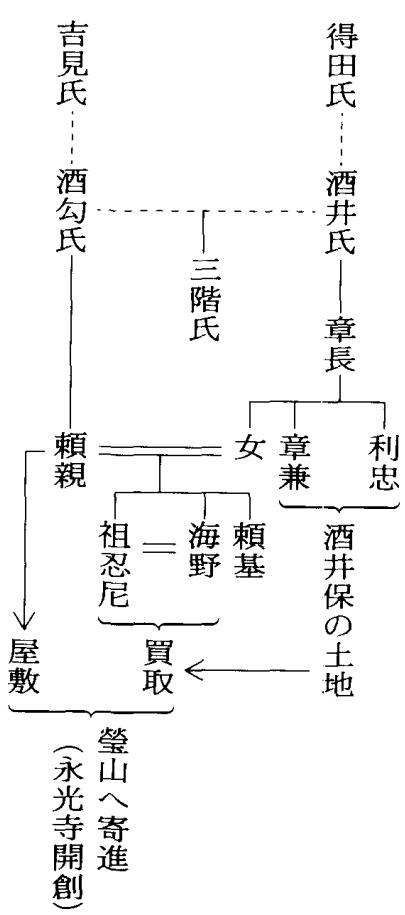
一 永光寺教団

瑩山は、正和元年（一二一三）酒井保中河の地頭酒勾八郎頼親の嫡女默譜祖忍と、その夫海野三郎滋野信直の兩人より土地の寄進を受けて、翌正和二年（一二一四）ここに仮の草庵を結ぶ。さらに文保元年（一二一七）祖忍が兄頼基の死に際し、父頼親の追善供養と彼女の無上菩提の為に亡父の屋敷を寄進し⁽⁵⁾、瑩山はこれを方丈と為して洞谷山永光寺と名付けた。

ここで当時の永光寺の社会情勢を案すれば、多数の公領や荘園に取り囲まれ、その地を基盤とする勢力が割拠し、また南北朝の混乱が羽咋地域にも及んでおり複雑な状況であった。⁽⁶⁾この様子を開創の因縁も含めて図示すると次のようになる。

一、永光寺教団では、永光寺の教団運営の姿勢と、その教団勢力を明らかにしたい。特に経営基盤や、寺院内の制度をもとにこれを述べたい。これまで宗門内から、往時の永光寺教団の勢力規模を明らかにした研究は多いとは言えないもので、地方史からの研究なども参考にして論を進めたい。⁽²⁾二、總持寺教団では、永光寺同様に寺院経営や制度をもとに總持寺について述べていきたい。⁽³⁾三では、両寺の教団勢力を比較し、勢力逆転の要因も考えたい。

これまで筆者は、中世における永光寺と總持寺の教団史について、個別の研究を行つてきた。⁽⁴⁾ここでは両教団を比較検討しながら二つを組み合わせ、勢力の移り変わり、消長を考



まず、得田氏は得田保（石川県志賀町北東部）を本拠とする

地頭で開発領主系の武士団を有する有力者で、酒井氏はその一族で酒井保（羽咋市酒井町）の地頭である⁽⁷⁾。吉見氏は一三世紀半ばまでに、武藏国より能登へ分立して入部した御家人で、永光寺近辺の志々見保（同市志々見）をはじめ邑知鴻周辺を領有していたようである。酒勾氏はその一族にあたり酒井保の内の中河地頭⁽⁸⁾である。また、三階氏は、酒井・酒勾両氏と深い姻戚関係を持つ湊保（邑知鴻の南）の武士で、後に峨山の法嗣となる無底良韶や無藏淨韶の出自でもある。このような在地勢力の中で、祖忍尼が瑠璃山への絶対的な帰依心をもつて寄進を行うのである。永光寺はもちろん祖忍尼の清浄心によつて開創された。しかし、当時の微妙な様子を考えれば、割拠している地域権力者達が相互に抗争を起こして分裂したりすることを防止する為の宗教的抑制力として、また彼らを結束させる精神的な拠り所として、永光寺が建立されたのではないだろうか。

ここで祖忍が寄進した永光寺領酒井保の石高について、「藤原利忠譲状」⁽⁹⁾（一三〇四年）には、「藤

譲渡 能登国酒井保内屋敷名田等事

合屋敷壹所、中村田壹丁、
田一所、百五十刈、屋敷南

—中略—

嘉元二年九月六日 左衛門尉利忠

とある。本文書は酒井利忠が、酒井保の屋敷・名田をその舍弟章兼に譲与したことと示すものである。中略部分には「田一所⁽¹⁰⁾刈」のように各田からの収穫量が記されており、これを合計すると一〇〇〇刈（＝束）つまり一〇〇石である⁽¹⁰⁾。

それ以外の寺領について「永光寺文書注文」（一三二二三年）には、

洞谷文書注文

—中略—

一、湊五段七田寄進状一通、入常住僧食、

一、安奴三段三十三束刈田寄進一通、入塔頭奉供、

都合廿一通

右注文如件、

元亨三年癸亥十月九日 紹瑾記（花押）

加住持職譲状并寺々遺付用心之状壹通、

とある。酒井保以外に、湊保と越中安奴に寺領が在し、合計八段三三束（＝四三石）である。よつて元亨三年（一三二二）頃の寺領は、これと酒井保の分を合わせて一四三石である。（グラフ②）

このような開基檀越の帰依によつて開かれ、地域勢力の紐帶の意味を持つ永光寺を瑠璃山は門下の中心道場として整備する。法堂、仏殿、僧堂、庫裡等の伽藍の造立はもちろんであるが、他の瑠璃山開創の寺院と性格を異にする大きな特徴は、

五老峰の建立と輪住制度の規定である。⁽¹²⁾

はじめに五老峰であるが、これは曹洞宗の祖師五人の墓所

である。この五人は、定説となつてるのは法系図中の如淨、道元、懷辨、義介や、瑩山自身で、他には洞山、大陽、道元、⁽¹³⁾懷辨、義介や、洞山、大陽、如淨、道元五老峰説もある。

釈尊・達磨・曹渙・洞山・大陽・如淨・道元・懷辨・義介・瑩山

禅宗は伝灯系譜を重視する。そこに誰が正系で誰が傍系かという議論が何度も行われている。瑩山建立の五老峰は、自らの正系性を内外に示すという意味を持っている。のちに禅宗では勧請開山をしばしば行うが、永光寺の場合も瑩山自身が開山とならずに、曹洞宗の祖師をそれも中国曹洞宗まで遡つて勧請したことを見ている。⁽¹⁴⁾

次に輪住制度であるが、瑩山は次の理由からこれを規定したのである。先ず師義介が三代相論の渦中にあって、永平寺から大乗寺に移住せざるを得なかつたという不幸を当事者として経験し、門派内の分裂を避けたかったからである。また當時会下には、法嗣の明峰・無涯・峨山・壺庵や珍山、臨濟宗法灯派の孤峰の四門人六兄弟、他に恭翁等、多数の弟子が参集しており、いざれか一人を選んで住持に就けて、門人達を離散させてしまつた三代相論の同轍を踏みたくはなかつた。

このような中で、嗣法の順を守り議論を尽くして住持を選ぶ方法、輪住を門下に指示したのである。⁽¹⁵⁾

この二つの特徴より、瑩山は正伝の仏法を正しく継承しているという自覚と、門下達を分裂なく育成して仏法を広く流布させようという意志から、永光寺を整備したと分かる。

一一一 瑩山示寂後の寺院運営

能登の政治勢力は時代の流れとともに、南朝から北朝そして足利幕府へと推移する。南北朝期は両朝とも活動基盤を安定させるために凌ぎをけずついていた動乱の時代である。永光寺ははじめ南朝側からのアプローチを受ける。鎌倉末期には、後醍醐天皇が使僧孤峰を介して、十種類の禅に関する疑問を瑩山に問い合わせ、瑩山の一々の奉答が天皇を満足させるものだったので、永光寺は天皇によつて出世道場や曹洞宗の本寺として認められたとされている。⁽¹⁶⁾その後に、護良親王、後醍醐天皇によつて若部保を寺領として与えられ、その地頭職も認められている。若部保は鎌倉時代、北条氏の知行地であつたが、その滅亡とともに南朝方の手に移り、幕府の成立後は足利氏のものとなつた。この若部保について、「護良親王令旨案」（一三三三年）には、

能登国永光寺

右寺可到御祈禱精誠、令御願成就者、当國若部保可有御寄進當寺

之由、可經奏聞者、依二品親王令旨之狀如件、

元弘三年四月一日 左少将

とあり、永光寺に南朝の御願成就を祈禱するという二一ノ子に応えて、寺領若部保が寄進されたと分かる。

「能登国司国宣」(一三三五年)には、

洞谷若部保地頭職事、所被付養光寺也、任去四月一五日勅裁、可被沙汰居雜掌於当保之由、國宣所候也、仍執達如件、

建武二年四月廿一日 左兵衛尉家久

謹上 能登国御目代殿

とある。永光寺が若部保の地頭職に補任せられ、南朝の外護を受けていたと分かる。永光寺を外護する事は、当地域の精神的紐帶を政治権力のもとに取り込むことで、外護の行為が在地勢力を配下に収めることにもつながるのである。

この南朝の外護は長く続くことはなかつた。間もなくの室町幕府の台頭期において、能登守護として赴任する吉見氏が再び寺領を安堵し、足利尊氏の命を受けて利生塔を設置して、南朝と同様に、在地勢力を取り込むために永光寺を強力に外護する。「吉見頼顕施行状」(一三三六年)には、

能登国若部保地頭職事、帶綸旨以下証文、為寺領云々、當知行不

可者相違、將又被到將軍家御祈禱之精誠者、可注申子細之狀如件、
建武三年八月廿八日 源頼顕(花押)

養光寺 長老

とあつて、吉見氏は寺領若部保に関する綸旨に相違ないこと

を認めている。

ここで、安国寺・利生塔は、足利尊氏・直義の兄弟が、平和祈願と南北朝の戦乱における戦没者慰靈の為、暦応元年(一三三八)頃から約一〇年間を費やして、全国六六ヶ国二島にそれぞれ一寺一塔を設置したものである。寺塔の建立は土地の領有権の主張でもあり、その地方が守護を通じて幕府の統治下にあることを意味する。これらは各地に残る南朝方等の反幕勢力に対する守護や幕府の軍備拠点、前進基地、軍事戦略上の要所にもなっている。平和祈願という宗教上の目的と、各地守護勢力の組織的統制という政治上の目的の二つを持つのである。曹洞宗でこれらが設置されたのは永光寺を含めて全国で三ヶ寺のみであり、当時同寺が能登国でも最有力寺院の一つだつたと推測できる。

ここで、当時の永光寺領若部保について、「若部保地頭職注文残簡」⁽²²⁾には、

「当山四世峨山和尚兩度住山之内下行之注、三世無涯和尚真筆」^(付箋)

若部保地頭職、先代一族、名越兵庫入道跡、

羽咋郡
田數二十四町一段

土貢米二百五十七石、錢三十貫文、

当国永光寺知行、

如令備進建武三年九月廿八日御教書者、元弘以來被收公當寺領並當知行地事、如元不可有相違云々、不被載當保名字之間、注

進之、○下欠ク、

とある。付箋部分より本文書は、永光寺三世無涯（～一三五二）の真筆で、峨山再住時の文書と伝えられていると分かるが、ここでは一三四四年頃と想定したい。⁽²³⁾これを見れば、年貢米が二五七石、錢三〇貫文（ニ三〇石）、合計二八七石だと分かる。他に瑩山在世中の寺領一四三石も合わせれば、一三四四年頃の永光寺寺領は四三〇石となる。（グラフ②）

この後、南北朝末期の康暦元年（一三七九）四月から明徳二年（一三九一）までの間に能登守護職は吉見氏から能登畠山氏に交替し、以後天正七年（一五七九）に畠山氏が滅亡するまで、同氏の領国經營がなされる。永光寺の外護者も吉見氏から畠山氏に移行する。

永光寺寺領に関しては、応永三年（一三九六）七月六日の「足利義満御判御教書」によつて再び若部保等の領有権が認められている。吉見氏の時代同様、畠山氏からも外護を受けたと考えられる。

畠山氏が吉見氏同様の外護を加えていれば、永光寺領は同氏の滅亡まで維持できたはずである。しかし、寺領が減少し永光寺は次第に衰退の道を歩む。因みに文安五年（一四四八）七月の「永光寺領若部保惣田畠並坪付目録」によると、年貢米一三六石四升、錢二七貫七〇三文（ニ七・七石）、合計一六四・一石であり、年貢米は先述の一三四四年頃の若部保寺

領（二五七石）に比べるとこれが半減している。これに酒井保等の寺領（一四三石）も合わせれば、三〇七・一石である（グラフ②）。なお天正七年（一五七九）の畠山滅亡後、同九年入部する前田利家によつて、寺領三〇〇石が寄進されるが、二代利長によつて、二〇石に減封され⁽²⁷⁾、中世期の經營基盤は、近世期にいたつて、崩壊したと言えよう。

一―三 輪住の儀礼化

永光寺では、第三世（一三三八年頃）より第四七三世（一六一七年）に至るまで輪住制度が敷かれていた。輪住開始後は、一～二年毎の輪住が行われ、これが次第に再住を繰り返す輪住となり（輪住経験者が何度も輪住する再住輪番）、さらに複数の住職が並立する輪住（正副輪番）⁽²⁸⁾となる。本来輪住は、門派分裂を防ぐために交替で住持を勤めるもので、ここに中心寺院護持の義務と、前住号の榮誉を門派内へ平等に分配するものであつた。しかし正副輪番にいたつて輪住が前住号取得の為だけの通過儀礼となる。

この輪住における短期住持は、金銭の献納によつて永光寺の前住号を取得し、出世転衣するためのものである。彼らには一日でも永光寺に住するものもいれば、献納のみで住山しないものもいたと考えられる。次第に寺領が減少したり、檀越の外護が期待できなくなる永光寺にとつては、輪住の献金

が寺院運営の為の重要な資金源になつた。⁽²⁹⁾ここで、輪住時に門下一人が三〇石の献納を行つたと仮定すると、一四〇〇年の以前は再住のことも考えれば一人一年の輪住で年間三〇石ずつである。一四〇〇（推定二五世）～一五七〇年（四四〇世）⁽³⁰⁾の住持数（グラフ①参照）は約四一五人で、一年平均二・四人が輪住しており、輪住は年間七二石ずつの經營基盤となつている。（グラフ②）

以上より、永光寺は、瑩山が酒勾一族の帰依を受けて建立したものである。同寺には地頭や領主層を一つにまとめる精神的紐帶としてのシンボルの役割もあつた。時の権力者は、当地域の活動基盤を固めるため、永光寺を強力に外護した。

ここに酒井保・湊保・若部保といった寺領が同寺に寄進された。開創当初は南朝方からのアプローチも受けたが、北朝や幕府との関係を強く持つた寺院となつたのである。また寺内を見れば、五老峰によつて正系を示し、輪住制度によつて門派をまとめあげ、本寺としての性格を強めていった。よつて、往事の永光寺は豊富な経済基盤を背景に、地域及び瑩山門下の中心寺院として君臨していたと言える。

二 總持寺教団

一一 峨山の寺院運営

る行基建立の真言宗寺院、諸嶽觀音堂を住持定賢律師より寄進され、諸嶽山總持寺と改名した。⁽³²⁾瑩山は總持寺運営の指針として「總持寺十箇条之龜鏡」（正中元年、一三二三四）を記して言われている。この中に、總持寺は出世道場であること、曹洞宗の本寺であること、門下の輪住すべき事、等が規定されている。しかしこの文書は真偽が疑われており、内容の全てを肯う事はできない。また、瑩山が總持寺に居住したのは、一三二一年六月八日の總持寺開堂の前後、一三二四年五月二九日の僧堂開單前後から、同年七月七日の峨山への總持寺讓渡までのごく僅かの期間である。⁽³³⁾總持寺を積極的に運営するのは、瑩山と言うより峨山や峨山門下達である。

峨山は、後世五哲や二十五哲と称されるような多くの弟子を育成する一方で、寺院經營にも邁進する。特に總持寺住持の資格や選定方法を指示し、輪住制度を敷くべき事を規定している。總持寺の輪住制度は、先行する永光寺の制度をモデルとしたものである。峨山は永光寺に何度か輪住したと考えられるので、同寺の運営方針を詳しく知っていた。このような中で、永光寺輪住の長所を生かし短所を改め、そして總持寺を峨山門下の中心道場に整備するべく、輪住を遺誠したのである。⁽³⁵⁾

二二二 峨山示寂後の寺院運営

峨山示寂後はその遺志が概ね守られて、五哲（図参照）やその門下達が輪住し、總持寺が運営される。總持寺の輪住制度は、「五院輪住制度」⁽³⁶⁾と言われている。



その全国展開を可能にしたのである。

二二三 外護者と寺領

總持寺への寺領寄進が本格的なさるのは、峨山の晩年から示寂後である。特に長氏（長谷部氏）が多く寄進している。⁽³⁸⁾ 寺領は正長二年（一四二九）の「總持寺々領目録」⁽³⁹⁾を見ると、

諸嶽山總持禪寺領目録事

米總都合陸拾漆石六斗壹升
錢總都合式拾肆貫捌百文

—中略—

貢正長二年己酉正月十一日
—後略—

とあり、年貢米六七・一石、金錢二四貫八〇〇文（＝二四・八石）、合計八八・九石である。（グラフ②）

前田氏の時代では、明暦三年（一六五七）の「前田利常寄進状」⁽⁴⁰⁾を見ると、

總持寺領以能州鳳至郡之内、加七拾六石七升貳合、先知行合四百石之所、令寄附者也、仍如件、

明暦三年三月十七日

利常（花押）

總持寺

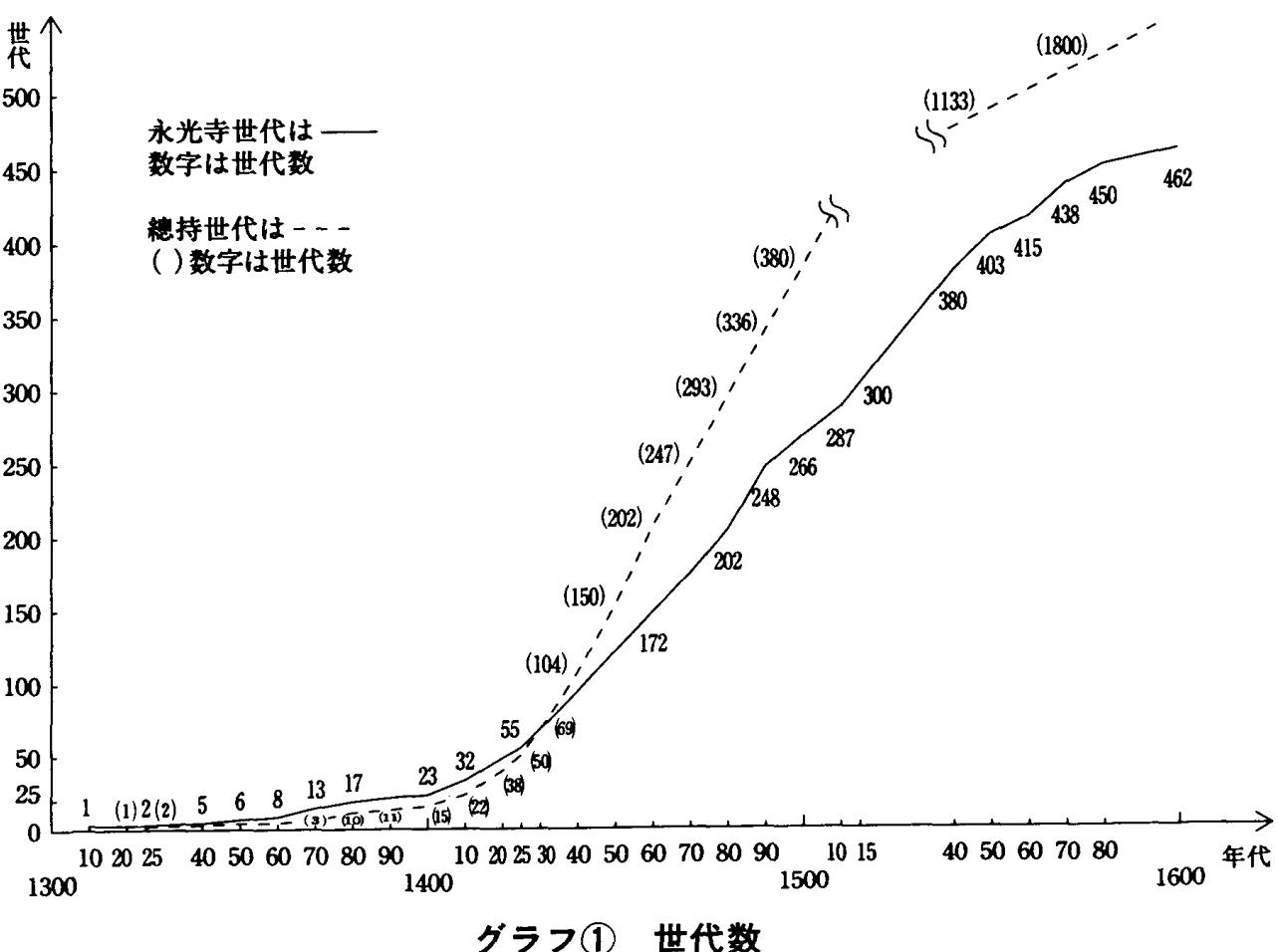
五院とは峨山五哲が開いたと言われている塔頭（図参照）である。この制度では、先ず五院の門下五人が一年づつ五院の塔主を勤め、その五人が一年を五で割った七五日ずつを交換で、總持寺住職位に就くものである。五院の塔主を経由して總持寺住職を勤めるという点が、この制度の特徴である。なお、七五日ずつのように完全にこれが整備されるのは、五院の輪番地（輪住の担当寺院）から總持寺に輪住する一六世紀末以降のことである。ここで、五院を経由する輪住のシステムが成立するのは、一四五年前後より一四三〇年以前の間⁽³⁷⁾だと考えられる。この制度の成功が、總持寺教団の組織化や、

ところで「龍沢寺聞本置文」(一四一六年)より、太源派では同派塔頭普藏院へ三〇貫文(=三〇石)を納めていたことが分かる。これが總持寺輪住の際のもので、さらに他派からでも、同様の献納が行われたとすれば、總持寺への輪住者数(グラフ①参照)と輪住時の献納金を示すと、次表のようになる。總持寺の年間輪住者は、永光寺の場合に比べて時代とともに増加し、それにともなって輪住時の献金も次第に増加したと考えられる。

年 代	一年平均	輪住献納
一三六六～一四二五年	二・五人	七五石
一四二六～一四五〇年	四人	一二〇石
一四五一～一五〇〇年	四・六人	一三八石
一五〇一～一五五〇年	一五人	四五〇石

三 兩寺の教団勢力の比較

はじめに、「グラフ① 世代数」より両寺の世代数を見てみたい。どちらも輪住制度を敷いていたので、多数の世代を生んでいる。グラフからも読みとれるように、一四三〇年頃に總持寺の世代数が永光寺のそれと交差している。教団の構成員数が、一四二五年頃より拮抗し、一四三〇年に逆転するこ



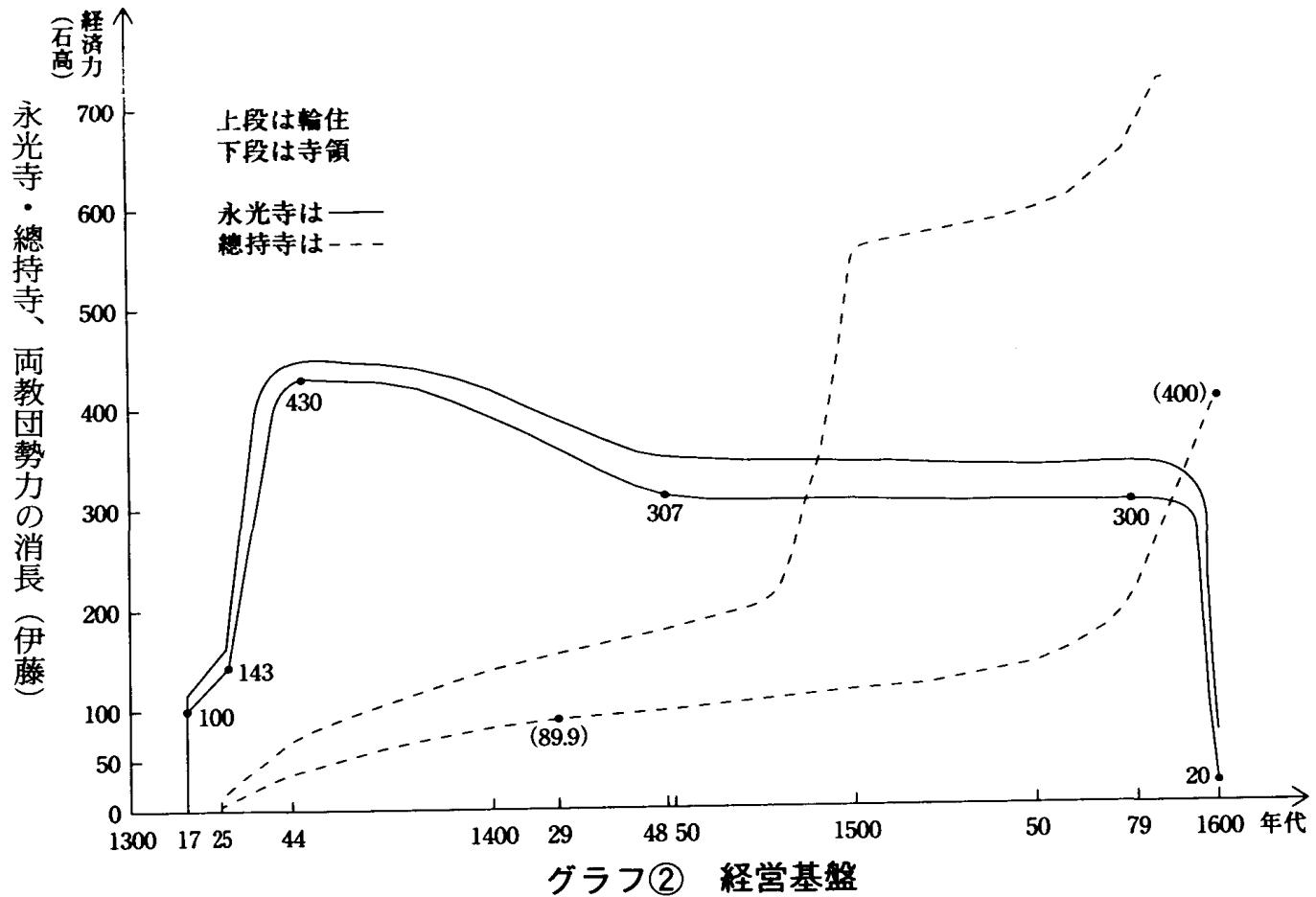
とを示し、翻つて各派の寺院数についても同様だと考えられる。この時期に両教団勢力が表面上の数の面では逆転したと言えよう。

それは両教団の次のような動きからも窺える。まず一四一五年頃の明峰派（永光寺系）と峨山派（總持寺系）の儀絶事件⁽⁴³⁾（永光寺の西堂位・東堂位が争点となつて生じた）である。峨山派は、總持寺が永光寺と同格もしくはそれ以上の寺格だと主張し、一方の明峰派は、永光寺から明峰派以外（峨山派等）を排除すること、永光寺の寺格が總持寺より上であることなどを守護勢力に求めていた。結局明峰派の意見が守護畠山氏によつて認められてはいる。しかし、これは總持寺（峨山派）の台頭にともなう永光寺（明峰派）の勢力維持の動きだとも取れる。

次に、『洞谷記』と『瑩山清規』について、『洞谷記』は瑩山の日記的なものであるが、一方で瑩山門派中の永光寺の優位性を示す書である。奥書より、永享四年（一四三二）の書写だと分かる。⁽⁴⁴⁾『瑩山清規』は、詳しくは『能州洞谷山永光禪寺行持次序』⁽⁴⁵⁾と言い、瑩山門下の修行プログラムであり、明峰派では一四三四年に書写（大乗寺本）されている。⁽⁴⁶⁾どちらも一四三〇年頃で、永光寺教団では敢えて同寺の正統性を主張しなければならない程に、總持寺教団が台頭してきたのだろう。

表面的には總持寺に覇権を譲つたとしても、永光寺には經濟的な安定性があつたからこそ、義絶事件でも守護畠山氏より明峰派優位の返報を受け取ることができたし、『洞谷記』や『瑩山清規』を書写して明峰派の正統性を主張できたのである。しかし、一四九〇年頃には人的・經濟的両面において總持寺教団勢力が完全に永光寺教団勢力を凌駕する。

また、一四一八年頃まで總持寺前住は何度か永光寺へ輪住



力逆転の様相を呈し、一四九〇年頃には總持寺教団優位が動かぬものとなつていたと分かる。これらの考察から、筆者はこの「転換点」を一五世紀中頃と仮定するのである。

三一一 勢力逆転の要因

はじめに外護者について見てみると、永光寺においては在地勢力の異同がはげしく不安定で、強力な外護者の存在は中世までである。總持寺においては例えば長氏が開創より明治まで一貫している点など安定している。

〈永光寺外護者〉

南朝	
守護	守護吉見氏
守護代遊佐氏	一三三三～三五
守護吉見氏	一三三六～八〇頃迄
守護代遊佐氏	一四〇八頃迄
畠山滅亡迄	一三六〇年頃～明治まで

〈總持寺外護者〉

能登郡の地頭長氏 (長谷部氏)	
大名前田氏	一三六〇年頃～明治まで
畠山氏	一三九九年頃
能登守護	一四五八年～滅亡まで

寺領について、永光寺では若部保という基盤がありながら、先述したように一四〇一五世紀の間に石高が半減するなどと次第に減少するが、總持寺では永光寺全盛期には及ばないものの開創より前田氏入部まで増加する。

輪住について永光寺では、正副輪番のように複雑で、しかも輪住者数の大幅な増減はないが、總持寺では五院輪住制度

のように制度的な完成度が高く、輪住者が年々増加している。輪住制度が軌道に乗るかどうかは、教団の組織化が成功するかどうかだけでなく、運営面にも大きな影響を及ぼしたのは既述の通りである。寺院運営を寺領（教団外）にもとめた永光寺は外圧の影響を受けやすく、輪住（教団内）にもとめた總持寺は安定したと考えられる。

また両教団の教線を見れば次表のようである。⁽⁴⁸⁾

峨山派	明峰派	出身		北陸地方	他国	(北陸以外)	合計
		能登	越中				
一四	九四		加賀	他国	小計		
二九	四二	三五	一五	一八六(七〇%)	七七(三〇%)	二六三	
	五	八	五六(五〇%)	五五(五〇%)	一一一		

一方の總持寺を見てみると、瑠璃門下の中心として、地域をまとめる精神的紐帶として整備された。山内の五老峰によつて曹洞宗の正系を示し、輪住制度によつて門派をまとめていた。ここに在地や中央の権力者より外護を受け、多くの寺領を有することになつたのである。一時は地域の中心、瑠璃門下の中核だつたと言つても過言ではない。

永光寺は、瑠璃門下の中心として、地域をまとめる精神的紐帶として整備された。山内の五老峰によつて曹洞宗の正系を示し、輪住制度によつて門派をまとめていた。ここに在地や中央の権力者より外護を受け、多くの寺領を有することになつたのである。一時は地域の中心、瑠璃門下の中核だつたと言つても過言ではない。

全国にまんべんなく広がつてゐる。これはあくまでも永光寺だけのものであるが、總持寺の「住山記」等も検討すれば、峨山派はこれ以上全国に展開してゐるはずである。教線の面からも逆転の要因が見て取れるのである。

おわりに

これは「永光寺住山記」をもとにしたもので、永光寺へ輪住した明峰・峨山両門下の出身地を示してゐる。表より、明峰派の教線は北陸地方中でも能登に限られ、一方の峨山派は、

の時期までは瑩山派の本寺永光寺末の一ヶ寺だったのである。

曹洞宗教団の全国展開が、總持寺を拠点とした瑩山派、つまり峨山派によつて成し遂げられたのは、紛れもない事実である。しかし、一五世紀中葉まで瑩山派の中心寺院として、教団展開の淵源であつた永光寺の存在を忘れてはなるまい。

注

(1) 松田文雄氏は「曹洞宗教団の形成と展開」(曹洞宗宗学研究所編『道元思想のあゆみ2』一二～一三頁)において、江戸期の九八派中の主な流派とその包括寺院数を法系図で示している。

本文中の表はこれをもとにしている。

(2) 主な研究成果は次のようないふしがあげられる。はじめに、曹洞宗内部からの研究、換言すれば永光寺を曹洞宗教団内の一拠点寺院として見る研究は以下の通り。

橋本泰巖『洞谷山永光寺誌』

館 残翁『永光禅寺住山記の研究』

孤峰鳥石「洞宗最古の輪住地永光寺の組織」(『達磨禪』一五号)

広瀬良弘「瑩山禅師に始まる曹洞宗輪住制について」(『宗学研究』一六号)

広瀬良弘「中世林下禅林の住持方法—能登永光寺輪住制の成立と展開—」(『駒沢大学史学論集』六号)

東 隆真『瑩山禅師の研究』

永光寺・總持寺、両教団勢力の消長(伊藤)

東 隆真『洞谷記に学ぶ』

松田文雄「瑩山禅師の尽未来際置文について—永光寺開闢の背景—」(『宗学研究』一二号)

松田文雄「『洞谷記』の研究」(『瑩山禅師研究』)

拙稿①「永光寺輪住制度の考察(一)—特に輪住初期について—」(『駒沢大学大学院仏教学会年報』三二号)

拙稿②「永光寺輪住制度の考察(二)—住山記をもとにして—」(『曹洞宗研究員研究紀要』二九号)

拙稿③「永光寺輪住三〇世瑞巌韶麟をめぐる問題」(『宗学研究』第四一号)

拙稿④「永光寺輪住制度の考察(三)—輪住者の種類について—」(『駒沢大学大学院仏教学会年報』二号)

宮地清彦「瑩山禅師及び瑩山教団と他派との交流について—『洞谷記』『住持人可帶文書之事』を礎として—」(『曹洞宗宗学研究所紀要』一二号)

曹洞宗宗学研究所編『道元思想のあゆみ1～3』

瑩山禅師奉讚刊行会編『瑩山禅師研究』

次に、地方史からの研究、換言すれば同寺を当地域にある諸宗派寺院の一寺院と捉えてなされたものは以下の通り。これらは同寺のまわりを取り囲む様々な社会情勢を教えてくれる。

羽咋市史編さん委員会『羽咋市史』中世・社寺編
東四柳史明「中世の永光寺」(羽咋市教育委員会『永光

寺遺跡）

四号）

東四柳史明『半島國の中世史』

室山 孝「中世永光寺の諸相」（石川県立埋蔵文化財セン

タ）『永光寺遺跡—境内地の発掘調査—』

室山 孝「淨住寺所蔵、安樂山産福禪寺年代記について」

（『加能地域史』一一号）

室山 孝「永光寺所蔵、永光寺年代記について」（『加能

史料研究』二号）

橋本秀一郎「一四世紀能登の守護吉見氏について—能登

における南北朝内乱の考察—」（『北陸史学』

二一号）

石川県立歴史博物館編『永光寺の名宝』

(3) これまでの總持寺に関する主な研究成果は次のようなものがあげられる。

栗山泰音『總持寺史』

栗山泰音『嶽山史論』

佐橋法龍『峨山韶碩—その人と思想—』

室峰梅逸（横関了胤）『總持寺誌』

竹内道雄『曹洞宗教団史』

竹内道雄『總持寺の歴史』

中嶋仁道『曹洞教団の形成とその発展』

原田弘道「總持寺五院輪住制度考（『駒澤大学仏教学部

研究紀要』四六号）

納富常天「『總持寺住山記』について」（『鶴見大学仏教文

化研究所紀要』四号）

拙稿⑤「總持寺五院の開創時期」（『宗学研究』四〇号）

拙稿⑥「總持寺輪住制度成立の一考察」（『印仏研究』

四七号）

(4) 永光寺教団に関する研究は注（2）の拙稿①～④、總持寺教団に関するものは注（3）拙稿⑤⑥である。

(5)『洞谷記』（『瑩山禪』八巻）には、

能州賀島郡酒井保の内、中河地頭は酒勾八郎頼親なり。

其の嫡女は、信州の住海野三郎滋野信直と夫婦たり。正和元年壬子春、彼の兩人、發心して、予に此の山を施与す其の發言に曰く、我等比の山を施す志は、唯だ和尚一時の移住を望むのみ。全く成壞興廢を顧みず。又和尚の持戒破戒を思わず。及至非人乞者に与うとも我れ之を管せず。一度和尚に施して、後再び管領の念なし。永く捨心を發したる。敢えて、希望の心なし、云々。予、施主清浄の志を感じて、以て予が終焉偃の処となすのみ。（二二頁）。

—中略—正和二年癸丑八月、始めて茅屋を結んで仮の庫裡と為す（五頁）。—中略—文保元年丁巳、平氏の女、舍兄中河の地頭酒勾平八頼基、終焉の時、遺命して、親父の頼親の屋を以て方丈を造立すべしと。同秋八月、此の屋を移し、函丈を構う（八頁）。

松田文雄「曹洞宗教団の成立について」（『宗学研究』一

とあり、永光寺開創の因縁が分かる。また尽未来際置文（『瑩

山禪』第八巻一八四頁)には、

能州、酒井保、洞谷山は、平氏、酒匂八郎手折親の嫡女、法名祖忍、清淨寄進の淨處なり。故に紹瑾一生偃息の安樂地と為し、来際、瑩山が遺身安地の塔頭所と為す。

とあり、祖忍の信仰心が篤く、瑩山に対する帰依の心が清淨で、絶対のものだと分かる。

(6)『羽咋市史』五八〇六五頁

(7)前掲書一九頁には、

酒井氏は「章」を通字としていることから—中略—羽咋郡の有力武士団得田氏一族であろうと思われる。—中略—酒井保周辺が得田一族の割拠地であつたことを物語る。

とある。

(8)橋本秀一郎「一四世紀能登の守護吉見氏について—能登における南北朝内乱の考察—」(『北陸史学』二一号)三六頁。

『羽咋市史』三四頁には、

永光寺領の志々見保内の田畠が、もともと同氏(吉見氏)の旧領であつたことや、同寺の開基檀越の酒匂氏が、「頼」の通字をもち本拠地の地理的状況から吉見氏一族であつたと思われ、云々。

とある。

(9)『曹洞宗古文書』一五三号文書。

この土地と山野を後に、祖忍がそれぞれ一七貫文、一五貫文で買い受け、正和元年に瑩山へ寄進するのである(『曹洞宗古文書』一五六号「藤原章兼壳巻」、同一五七号「藤原章兼避

状」、同一五八号「藤原利忠壳巻」、同一五九号「藤原利忠避状」、同一六〇号「鎌倉將軍家御教書」、同一六一号「同名文書」より)

(10)〈石高の単位〉

勺	一〇勺=一合	斗	一〇斗=一石	升	一〇升=一斗	合	一〇合=一升	合	一〇合=一升	束	一束(茹)=一斗
斗	一〇斗=一石	升	一〇升=一斗	石	一段=五〇斗=五石	段	五〇斗(束・茹)=一段	束	一束(茹)=一斗	束	一束(茹)=一斗
貫	一石=一貫文	貫	一石=一貫文	石	一段=五〇斗=五石	段	五〇斗(束・茹)=一段	束	一束(茹)=一斗	束	一束(茹)=一斗

一石は米一八〇キログラムである。現代の金額に換算すれば、およそ一石=一〇〇~一五万円である。

(11)前掲書一六六号。

(12)『尽未來際置文』(『瑩山禪』第八巻一八四頁)には、

自身の嗣書、先師の嗣書、師翁の血経、曾祖の靈骨、高祖の語録を当山の奥頭に安置す。此の峰を名づけて五老峰と称す。然れば当山の住持は、五老の塔主なり。瑩山の門徒中、嗣法の次第を守つて、住持興行すべし。其の故は山僧が遺跡は、諸山の内にして、崇重すべき遺跡なり。嗣法の人、住持興行すべし。縱え嗣法の人断絶すと雖も、門徒、小師の中、評定和平して須らく住持興隆すべし。者何となれば、他門は必ず五老を崇敬すべからざる故なり。とあり、五老峰を建立することと輪住制度を敷くべきことが記されている。

(13) 佐橋法龍『瑩山』二六五頁。

(14) 短期間（一年間ずつ等）で住持が交替する方法。住持は寺院開山者や輪住制度規定者と同一門派内より選出され、他門派から進山することはない。輪住制度は、住持権の争いや門派分裂を防ぎ、輪住地を中心とした強力な門派意識や、門派内の合議体制を生み出した。曹洞宗の教団発展を成功させる原動力の一つとなつた。輪住制度をとる寺院を輪住地と言い、曹洞宗最初の輪住地が永光寺である。なお輪住制度については拙稿①②④にて詳述した。

(15) 五老峰と、輪住の規定については拙稿①七五～七七頁で考察している。

(16) 永光寺に伝わるものは『十種疑滯』（元応二年（一二三二一〇））、『瑩山禪』第九巻二二七頁（）、總持寺に伝わるものは『十種疑問』（元亨二年（一二三二二））、『瑩山禪』第九巻二六三頁（）と呼ばれている。どちらも後世の偽作と見られることが多い。ここで永光寺『十種疑滯』の奥書には、

時元応二庚申九月初六日

洞谷紹瑾書之

天皇茲時初賜紫衣

瑩山和尚。白此時。洞谷為出世本寺。曹洞出世開闢之本寺也。

瑩山和尚。白此時。洞谷為出世本寺。曹洞出世開闢之本寺也。この翌年、元享元年（一二三二一）後醍醐天皇からの出世道場の綸旨（『中興雜記』、『加能史料』鎌倉II四四五頁）が下賜される。總持寺のものは元享二年（一二三二二）のことで

ある（『中興雜記』、『總持寺誌』五七三頁）。

もう一つ南朝との関係を示すものに瑩山の禪師号下賜（『曹洞宗古文書』一九二号文書）の問題がある。これは正平九年（一三五四）後村上天皇より孤峰を使使として、仏慈禪師の諡が与えられるが、峨山がこれを固辞してうけなかつたというものである。

なお十種勅問や禪師号の問題については、『瑩山禪』第九巻（三二一頁）の解説や、竹内弘道「十種勅問をめぐって」（『宗学研究』三七号）、東隆真『瑩山禪師の研究』（二五〇頁）に詳しい。

(17) 『曹洞宗古文書』一七八号。

(18) 『曹洞宗古文書』一七六号文書。なお、同一七五号文書も後醍醐天皇による国宣で、若部保の知行権を認めるものである。

(19) 南北朝の動乱期、当地域においては建武政権成立の前後を除いて、北朝が優勢だったようである。『羽咋市史』（七六～七七頁）では、成立前後以降の年号のほとんど大多数が北朝の年号を用いているという文書の日付けに注目し、当地域の北朝優位を論じている。

(20) 『曹洞宗古文書』一七八号。他に「足利尊氏安堵状」（同一

七九号、建武四年（一二三三七）では尊氏が若部保の知行権を認め、「吉見頼隆禁制」（同一八一号、同年）では、同保の寺領に軍勢が乱入したり、狼藉してはならない旨が記されている。

(21) 利生塔設置に関する文書は、次の三書点。「光嚴上皇院宣案」（前掲書一八二号、暦応二年（一二三三九）には利生塔を

建立して天下泰平を祈ること、「足利直義寄進状」（前掲書一八四号、暦応三年（一二四〇））には永光寺塔婆（利生塔）に仏舎利を寄進すること「吉見頼隆寄進状」（前掲書一八八号、同年）には宝祚延長、仏法增長、当家昌隆、万民興福、現世安穩、生死断絶の為に仏舎利を奉納することがそれ記されている。なお安国寺利生塔については、今枝愛真『中世禪宗史の研究』を参照した。

(22) 『曹洞宗古文書』二二五号文書

(23) 筆者は一三四四年に峨山が永光寺に再住したと見ており、詳細は拙稿①八三一八六頁。

(24) 『曹洞宗古文書』一〇一号

(25) 『羽咋市史』六〇〇頁、四一号文書。同書八六頁では、本文書中の総田数や分米（年貢高）等の記載から、年貢高を割り出している。

(26) 半減の理由は、守護權力の弱体化から未納の年貢が増加したからだと推測できる。ここで、日置謙『加能古文書』一二〇二号文書に、

制札 永光寺

右於當寺内、寺領非分之儀申懸由風聞云々、言語道斷之次第也。所詮有如此輩者、早速預注進可被處罪科旨、衣仰下知如件。

遊佐孫右衛門尉

永正十七年三月

秀 盛 在判

とある。これを見れば、永光寺領より年貢を納めないと風

聞が流れているが、それは言語道断で、このような輩は早急に処分するというような意である。時代は少し降るが永光寺領の姿が窺える。

(27) 橋本泰巖『永光寺誌』四一頁に、

翌年（元和四年のこと）陽三禪師を請して独住第一世とす、禪師住山八年の間、一中略一、此の間に於て前田利家公より寄附せる三百石の寺領を更に利光公の為めに僅か二十石に削減せられたるあるのみ。

とある。また日置謙『加能古文書』の永光寺の項に、

然るに四百七十三代の次に陽三文泰があつて、元和三年に入院し寛永元年に及び、初めて独住の制となつた。或はいふ。前田利家の帰依僧大透圭徐は金沢宝円寺の開祖であつたが、その法脈峨山から出たので、總持寺の利益を謀ること最も多く、生前はその荒廃を興し、滅後は出世道場を總持寺のみに限られ、為に明峰派たる永光寺の寺運衰頽を招くに至つたのである。後に明峰派では、陽三文泰を憎むこと甚だしく、遂に彼を世代から除いた。

とある。さらに『三州寺号帳』（『加越能寺社由来』上、九頁）にも、永光寺の寺領が二十石である旨が記されている。

(28) 長期間の住持「正住」が輪住する間に、短期間の住持「累住」が輪住する制度。例えば正住一人だけが輪住する場合もあれば、正住が輪住中に何人かの累住が輪住して複数の住持が並立する場合もある。これが行われた結果、出世転衣するためだけの実権のない名ばかりの住持「累住」が多数の誕生した。「住

山記」において、この輪住の長期間住持には「一回住」「二回住」等が見られ、短期間の住持には「借住」「坐功」「一日住」「三日住」などが見られる。拙稿②④にて詳述している。

(29) 「正住」「累住」に関わらず輪住時には金銭の献納が行われたと考えられるが、特に「累住」の増加は、輪住が永光寺の大切な経済基盤となつたことを意味する。なかでもこの「累住」は、

永光寺の危機的状況において多数出現しており、輪住が同寺の運営資金を積極的に収集するという性格も有するようになつたからだと考えらる。なお、拙稿②④で詳述している。

(30) 「龍沢寺聞本置文」（『曹洞宗古文書』一八八七号文書）には、

（花押）

越前國平田山龍沢禪寺本上坐死後、令住持法嗣弟子次第人数、

第一 能勝菴主 第二 天 首座
第三 妙勇監寺 第四 曇瑚首座

右此四人之子子々孫々、若為困窮者、自中莊三〇貫文可出普藏院、略之、當寺為本寺可住者也、

応永廿三年（一四一六）十二月十三日

とあり、龍沢寺に住持すべき四人の法嗣をあげ、彼らがもしも困窮したならば、龍沢寺の所領からの總持寺塔頭普藏院へ差し出すべき三〇貫文を取りやめ、龍沢寺を本寺として輪住すべきことが記されている。ここから總持寺へ輪住する際に三〇貫文を納めたと推測できる。また「徳川家康法度」（『曹洞宗古文書』一六三六号普濟寺文書）には、

—前略—

一、入院過三日之祝儀五貫文并〔転カ〕点衣之祝儀三貫文、何も可被引造營事、

—中略—

天正十三年

家康（花押）

卯月十二日

普濟寺

とあり、天正一三年（一五八五）当時の普濟寺において、入院時に五貫文、転衣時に三貫文を要していたことが分かる。本論では、永光寺と總持寺の関係を論じてるので、總持寺塔頭普藏院の三〇貫文を用いて考えたい。

(31) 拙稿④でも考察したが、永光寺の危機的状況には短期輪住が一時的に急増する場合もあつた。ここでは平均二・四人とした。

(32) 「總持寺中興縁起」（『曹洞宗古文書』四六号文書）、「總持寺十箇条龜鏡」（東隆真『瑩山禪師の研究』二六五頁）等。

(33) 東隆真前掲書二六七頁。

(34) 『洞谷記』（『瑩山禪』八卷二七〇頁）に、

同（正中元年）五月十六日、碩首座已下、僧衆二十人、總持寺僧堂開きの為に（永光寺を）出山。—中略—同七月七日、總持寺住持職を碩首座峨山老に譲与す。—中略

一二日、帰寺。

とある。（ ）は筆者。

(35) 「惣持寺未來住持職事」（『曹洞宗古文書』一九七〇号文書

（一三六一年））、「惣持寺山門住持職事」同一九七一号文書

(一三六四年)。拙稿⑥にて論じている。

(36) 「五院輪住制度」については、原田弘道「総持寺五院輪住制度考」(『駒澤大学仏教学部研究紀要』四六号)に詳しい。

(37) 拙稿⑤で五院の開創時期について考察した結果、普藏院は一四一〇年前後に、妙高庵は一三九〇年以前に、洞川庵は一三九一～一四〇八年迄の間に、伝法庵は一三九一年以前に、如意庵は一三九一～一四〇五年迄の間に、それぞれ開創されたと結論づけた。

この五院が全て開創された一四一〇年以後、次第に輪住が五哲の門下に限定され、五院経由の輪住「五院輪住制度」が成立したと考えられる。

永享二年(一四三〇)「諸嶽山惣持寺住持職事」(『総持寺誌』五八八頁、四三号文書)文中に「五門跡は輪番の次第を逐つて、半年充て勤め仕るべし。」とある。これから分かるよう、各塔頭は五門跡と呼ばれており、一四三〇年の時点ではすでに五門跡(五院)から總持寺へ輪住していたと分かる。この時期(一四二五～一四三〇年頃)に、五院を経由して總持寺へ輪住することになつたのである。なお、この成立に関しては、「五院輪住制度の成立時期——總持寺・永光寺両教団の関わりもふまえて——」(『宗学研究』第四二号予定)で詳述したい。

(38) 『曹洞宗古文書』五九号「長谷部秀連去状」(一三六一年)、六四号文書「長谷部るりわか寄進状」(一三六七年)、七五号文書「長谷部正連寄進状」(一三七五年)、九〇～九二号文書

「長谷部正連寄進状」(一三八二年)、九六号「長谷部正連安堵状」(一三八四年)等。

(39) 『總持寺誌』六二四頁一八号文書。

(40) 『曹洞宗古文書』二一〇〇九号文書。『三州寺号帳』(『加越能寺社由来』九頁)にも總持寺の寺領が四〇〇石である旨が記されている。

(41) 『曹洞宗古文書』一八八七号文書。注(30)と同じ。

(42) 江戸期において總持寺に輪住する際には、数百両を要したと言われ、輪住田・輪住山等を作つて輪住費用を積み立てた寺院もあつたという(栗山泰音『總持寺史』五六五頁参照)。ちなみに一両は一貫、つまり一石に同じ。よつて總持寺への献金は三〇石よりも多かつたとも考えられる。

(43) 『洞谷記』(『瑩山禪』第九卷六三頁)の「住持人の帶ぶべき文書の事、明峰派・峨山派儀絶の時、管領畠山方訴訟の目安」がこの儀絶事件を伝えている。拙稿③でも考察した。

(44) 『瑩山禪』第九卷四二頁。

(45) 『瑩山禪』第六卷五頁。

(46) 表より、總持寺前住が永光寺へ輪住しなくなるのは、一四一八年以降である。

總持寺世代	永光寺輪住世代と時期	三世瑞巖	三〇世	一四〇六年
三世太源	三世 一三七〇年頃	四世竺山	三三世	一四一〇年
八世大徹	二七世 一四〇六年以前	一五世貞林	三六世	一四一四年頃か
三世普濟	二九世 一四〇六年	一七世天庵	四〇世	一四一八年頃か

(47) ここでは永光寺・總持寺ともに三〇石と仮定したが、注(44)から總持寺への献金が三〇石より多かつたという可能性も十分あると考えられる。永光寺より總持寺の方が高額ならば、このグラフの接点は一四九〇年以前になり、経営基盤についての逆転期がもう少し早まる。

(48) 拙稿②では「永光寺住山記」をもとに、永光寺輪住者の出身地の偏り等も考察している。